3　会計監査人設置会社（会社法第２条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第２条第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）は個別注記表１、４の２、５、７、８及び10から18までに掲げる項目、会計監査人設置会社以外の公開会社は個別注記表１、４の２、５、14及び18に掲げる項目の記載を省略することができる。会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第３項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表には、14に掲げる項目の記載を省略することができる。持分会社（会社法第575条第１項に規定する会社をいう。以下同じ。）は個別注記表１、４の２、５及び７から18までに掲げる項目の記載を省略することができる。地方公共団体及び法人たる組合は個別注記表１、７、８及び10から18までに掲げる項目の記載を省略することができる。

4　貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

5　継続企業の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該事業者が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

⑴　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
⑵　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
⑶　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
⑷　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（以下「貸借対照表等」という。）に反映しているか否かの別

6　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、貸借対照表等の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　資産の評価基準及び評価方法
⑵　固定資産の減価償却の方法
⑶　引当金の計上基準
⑷　収益及び費用の計上基準
⑸　その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

7　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、⑷②及び③に掲げる事項を省略することができる。また、個別注記表に記載すべき事項（⑶並びに⑷②及び③に掲げる事項に限る。）が連結注記表（会社計算規則第61条第１号ニに規定する連結注記表をいう。以下同じ。）に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

⑴　当該会計方針の変更の内容
⑵　当該会計方針の変更の理由
⑶　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
⑷　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積り（貸借対照表等に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）の変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等の作成に当たつてした会計上の見積りを変更することをいう。以下同じ。）と区別することが困難なときは、②に掲げる事項を除く。）
　①　貸借対照表等の主な項目に対する影響額
　②　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
　③　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

8　表示方法（貸借対照表等の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、個別注記表に注記すべき事項（⑵に掲げる事項に限る。）が連結注記表に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

⑴　当該表示方法の変更の内容
⑵　当該表示方法の変更の理由

9　会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。ただし、個別注記表に注記すべき事項（⑶に掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

⑴　会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表等にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表等に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
⑵　当該事業年度に係る貸借対照表等の⑴に掲げる項目に計上した額
⑶　⑵に掲げるもののほか、⑴に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

10　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　当該会計上の見積りの変更の内容
⑵　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表等の項目に対する影響額
⑶　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

11　誤謬（ごびゅう）（意図的であるかどうかにかかわらず、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等における誤謬（ごびゅう）を訂正したと仮定して貸借対照表等を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬（ごびゅう）の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　当該誤謬（ごびゅう）の内容
⑵　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

12　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

⑴　資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
　①　資産が担保に供されていること
　②　①の資産の内容及びその金額
　③　担保に係る債務の金額
⑵　有形固定資産の減価償却累計額及び無形固定資産の減価償却累計額
⑶　保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
⑷　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権又は金銭債務があるときは、それぞれの総額
⑸　親会社株式（資産の部に計上するものを除く。）を保有しているときは、その額